



事務連絡
平成21年3月31日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐 (医療福祉担当)

義肢等補装具の支給方法の変更に伴う事務処理について

標記については、平成21年4月1日より変更される予定であるが、事務処理の円滑な移行を図るため、経過措置に該当する申請者等への対応を下記のとおり行うこととしたので、申請者等への丁寧な対応に遺漏のないようお願いする。

また、義肢等補装具業者に対する費用の支払の委任が、本制度の前提となっていることから、新たな義肢等補装具業者を対象とした承認を行う場合又は申請者から相談を受けた場合には、義肢等補装具業者に対して①申請者の負担を可能な限り軽減するため、②迅速な支払を行うため、③障害者自立支援法と同様の支給制度であること等を説明し、委任への理解を求めること。

記

1 平成21年3月31日以前に承認書を交付している事案

申請者に対して、発注していない理由を電話等で説明した上、平成21年4月1日以降に、別添1、2、リーフレット2部、義肢等補装具購入・修理費用請求書及び支給対応の義肢等補装具の価格表を送付し、義肢等補装具業者に対する発注、費用の支払の委任を促すこと。

2 平成21年3月31日以前に申請を受け付け、承認書を交付していない事案

申請者に対して、承認書を送付する際に別添2、3、リーフレット2部及び義肢等補装具購入・修理費用請求書を同封し、義肢等補装具業者に対する費用の支払の委任を促すこと。

3 平成21年4月1日以降に受け付けた事案

申請者に対して、別途指示するまでの間、承認書を送付する際に別添2、4、リーフレット2部及び義肢等補装具購入・修理費用請求書を同封し、義肢等補装具業者に対する発注、費用の支払の委任を促すこと。

義肢等補装具の申請者の皆様へ

労災保険の義肢等補装具の支給方法の変更についてのお知らせ

〇〇労働局労働基準部労災補償課

義肢等補装具の支給方法が、平成 21 年 4 月 1 日より、義肢等補装具の完成品を支給する方法から、作成等に要した費用を支給する方法に変更になりました。

そのために、先に送付しました承認書に記載されている義肢等補装具の作成・修理を行う業者に承認書及び同封の価格(上限額)を記載した書面を持参していただき、ご自身で発注していただくようお願いいたします。

なお、発注に際して、義肢等補装具業者に対し、労働局から支給される費用の受領を委任していただければ、従前どおりご自身の費用負担は必要ありませんので、同封しております「義肢等補装具の事業者の皆様へ」を義肢等補装具業者に手交して委任の説明を行っていただきますようお願いいたします。具体的な変更内容は、同封いたしましたリーフレットを参照していただきますようお願いいたします。また、ご不明の点等につきましては、下記の間合せ先まで連絡していただきますようお願いいたします。

間合せ先 〇〇局労災補償課〇〇係 電話 〇〇

義肢等補装具の事業者の皆様へ

労災保険の義肢等補装具の支給方法の変更についてのお知らせ

〇〇労働局労働基準部労災補償課

義肢等補装具の支給方法が、平成 21 年 4 月 1 日より義肢等補装具の完成品を支給する方法から、作成等に要した費用を支給する方法に変更になりました。

そのために、従前は労働局から直接発注しておりましたが、今後は申請者の方が承認書に基づき発注することとなります。具体的な変更内容は、リーフレットをご参照ください。つきましては、申請者の方が持参した承認書の内容を確認の上、記入された金額の範囲内で受注していただきますようお願いいたします。

なお、申請者の方が、労働局から支給される費用の受領を貴殿に委任するとの申し出がありましたら、可能な限り承諾いただきますようお願い申し上げます。
この場合には、申請者に代わり貴殿から労働局あてに請求書を提出していただき、労働局から貴殿に対して直接費用をお支払いいたします。採型指導に関する手続きについては、変更がありません。

また、申請者の障害の状態等から定められた基準に基づく製作に支障がある等ご不明の点につきましては、下記の間合せ先まで承認書の申請者の氏名、承認番号を確認の上で連絡していただきますようお願いいたします。

間合せ先 〇〇局労災補償課〇〇係 電話 〇〇

義肢等補装具の申請者の皆様へ

労災保険の義肢等補装具の支給方法の変更についてのお知らせ

〇〇労働局労働基準部労災補償課

義肢等補装具の支給方法が、平成 21 年 4 月 1 日より、義肢等補装具の完成品を支給する方法から、作成等に要した費用を支給する方法に変更になりました。貴殿から申請のありました義肢等補装具の支給は費用を支給する方法となります。

そのために、同封しました承認書に記載されている義肢等補装具の販売（修理）を行う業者に承認書を持参していただき、ご自身で発注していただくようお願いいたします。

なお、発注に際して、義肢等補装具の販売（修理）を行う業者に対し、労働局から支給される費用の受領を委任していただければ、従前どおりご自身の費用負担は必要ありませんので、同封しております「義肢等補装具の事業者の皆様へ」を義肢等補装具の販売（修理）を行う業者に手交して委任の説明を行っていただきますようお願いいたします。具体的な変更内容は、同封いたしましたリーフレットを参照していただきますようお願いいたします。また、ご不明の点等につきましては、下記の間合せ先まで連絡していただきますようお願いいたします。

義肢等補装具の申請者の皆様へ

労災保険の義肢等補装具の支給方法のお知らせ

〇〇労働局労働基準部労災補償課

義肢等補装具の支給方法は、平成21年4月1日より、義肢等補装具の完成品を支給する方法から、作成等に要した費用を支給する方法に変更になっております。そのために、同封しました承認書に記載してあります義肢等補装具の作成・修理する業者に承認書を持参していただき、ご自身で発注していただくこととなります。

なお、発注に際して、義肢等補装具の作成・修理する業者に対し、労働局から支給される費用の受領を委任していただければ、ご自身の費用負担は必要ありません。同封しております「義肢等補装具の事業者の皆様へ」を義肢等補装具業者に手交して委任の説明を行っていただきますようお願いいたします。

具体的な支給の手続きは、同封いたしましたリーフレットを参照していただきますようお願いいたします。

また、ご不明の点等につきましては、下記の問合せ先まで連絡していただきますようお願いいたします。

問合せ先 〇〇局労災補償課〇〇係 電話 〇〇